

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律の実施状況 (財政支援、その他について)

捕鯨対策予算（第19条）

【令和5年度予算概算決定額（所要額）51（51）億円】

＜対策のポイント＞

捕鯨業の安定的な実施に向けて、非致死的研究等の確実な実施、持続的利用を支持する国との連携や情報発信、捕鯨の実証事業の実施等を支援します。

＜事業目標＞

安定的な捕鯨業の実施と国際的な資源管理の推進

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 持続的利用調査等事業等 30億円

- ① 鯨類の資源評価等を行うための非致死的研究の実施を支援します。
- ② 寄鯨（座礁鯨等）の調査を支援します。
- ③ 持続的利用を支持する国との連携や国際世論への働き掛けを支援します。
- ④ 鯨食普及活動を支援します。
- ⑤ 違法鯨肉の国内流通を防止するための調査を実施します。

調査の確実な実施

- 非致死的研究（目視・バイオプシー等）
- 寄鯨の調査
- 違法鯨肉の国内流通防止調査



情報収集・発信

- 国際的な情報の収集
- 持続的利用・鯨食普及の推進

関係国への働き掛け

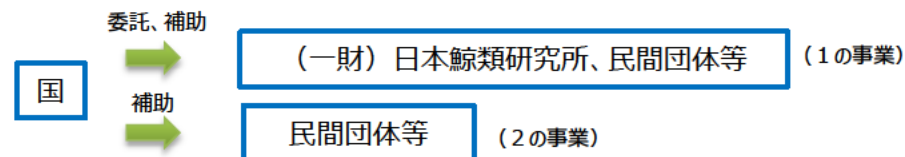
- 国内外研究機関との連携強化
- 持続的利用支持国等の結束強化
- 調査結果等の情報発信等

捕鯨の実証

- 捕鯨の実証事業
- 新たな調査技術の開発



＜事業の流れ＞



1. 2. のほか、母船式捕鯨業の実証事業として基金事業を活用 10億円

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元（2019）年12月改正）（抄）

（財政上の措置等）

第十九条 政府は、第八条に定めるもののほか、鯨類科学調査の実施体制の整備、捕鯨業の円滑な実施の支援、妨害行為への対応、鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進その他鯨類の持続的な利用の確保のための施策の実施のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。